

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録
目 次

第 1 号（5月27日）

招集告示	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
同意案第1号	13
閉会の宣告	14

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第51号

令和3年5月17日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 植 村 博

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の招集に
ついて（通知）

このことについて、管理者から令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会
を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第4号

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和3年5月27日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和3年5月17日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会

令和3年5月27日(木)

午後3時開会

議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のほかに次の事件を付した

日程第5 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について

出席議員(11名)

1番	後 関 俊 一	議員	2番	広 沢 修 司	議員
3番	村 越 誠	議員	4番	宗 川 洋 一	議員
5番	小 田 川 敦 子	議員	7番	小 易 和 彦	議員
8番	田 中 和 八	議員	9番	日 下 みや子	議員
10番	土 屋 裕 彦	議員	11番	植 村 博	議員
12番	塚 本 竜 太 郎	議員			

欠席議員(1名)

6番 円 谷 憲 人 議員

説明のための出席者

管 理 者	清 水 聖 士 君
副 管 理 者	秋 山 浩 保 君
副 管 理 者	笠 井 喜 久 雄 君
会 計 管 理 者	押 切 良 雄 君
事 務 局 長	若 泉 哲 也 君
事 務 局 次 長	有 泉 亨 君

総務課長	今井修一君
あじさい所長	有泉亨君
しらさぎ所長	笠井雅之君
周辺整備室長	小林一秀君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	原晃一
白井市環境課長	鈴木教之
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中川聡

事務局職員出席者

総務課長補佐(事)庶務係長	栗原稔
---------------	-----

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（植村 博議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和3年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上1件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（植村 博議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、去る5月19日、鎌ケ谷市選出の芝田裕美議員、矢崎悟議員、葛山繁隆議員から組合議員を辞職したい旨の辞職願が提出され、同日付で許可いたしましたので、ご報告いたします。

また、新たに本組合議会員に選出されました方々をお迎えいたしまして初めての議会となりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、地方自治法施行令第145条第1項の規定による令和2年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計継続費の報告については、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（植村 博議員） 日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

鎌ケ谷市より選出されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

1番、後関俊一議員、7番、小易和彦議員、10番、土屋裕彦議員を指定いたします。

それでは、ここで新たに選出されました議員の方々にそれぞれご挨拶をお願いしたいと思います。つきましては、後関俊一議員、小易和彦議員、土屋裕彦議員の順に議席にてご挨拶をお願いいたします。

初めに、後関議員、お願いたします。

○1番（後関俊一議員） 皆さん、こんにちは。鎌ヶ谷市議会議員の後関俊一です。分からないことも多いのですが、皆さんと一緒にできたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（植村 博議員） 小易議員。

○7番（小易和彦議員） 皆様、こんにちは。鎌ヶ谷市議会の小易でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（植村 博議員） 続きまして、土屋議員。

○10番（土屋裕彦議員） 鎌ヶ谷市議会の土屋でございます。5回目のお世話になるそうでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（植村 博議員） ありがとうございます。

続きまして、本年4月1日より新しく就任されました押切良雄会計管理者に自席にてご挨拶をお願いいたします。

○会計管理者（押切良雄君） 本年4月から会計管理者となりました押切と申します。よろしく願いいたします。

○議長（植村 博議員） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村 博議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、5番、小田川敦子議員、7番、小易和彦議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（植村 博議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（植村 博議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（清水聖士君） 令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、

厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案1件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

このたび鎌ヶ谷市選出の芝田裕美議員、矢崎悟議員、葛山繁隆議員の方々が退任されました。在任中は多大なるご尽力をいただきましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げる次第でございます。

そして、新たに土屋裕彦議員、小易和彦議員、後関俊一議員を組合議員にお迎えし、当組合の一層の発展にご尽力を賜ることになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本年2月13日に施行された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、千葉県がまん延防止等重点化措置の適用を受け、さわやかプラザ軽井沢及び藤ヶ谷ふれあいセンターの開館時間について、20時までの短縮を行っており、利用者が安全に安心して利用できるよう努めているところがあります。

また、廃棄物処理業務につきましては、業務が滞ることのないよう、職員、関係者ともども十分な対策を講じ、事業の継続に努めているところであります。

それでは、今回上程いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、長時間労働の是正を図るため、超過勤務命令の上限の時間等が人事院規則に定められたことを踏まえ、人事院規則と同様の内容を定めるための必要な改正をしようとするものでございます。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎議案第1号

○議長（植村 博議員） 日程第4、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第1号を御覧ください。本案は、長時間労働の是正を図るため、超過勤務命令の上限の時間等が人事院規則に定められたことを踏まえ、人事院規則と同様の内容を定めるための必要な改正をしようとするものでございます。

一部改正条例の内容につきましては、第8条に第3項として、前項に規定するもののほか、同項に

規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるという条文を加えようとするものでございます。

最後に附則で、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。

発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。

答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について、質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市の共産党の日下みや子です。議案第1号について質問をいたします。

ただいま説明がございましたように、政府の働き方改革によって、2019年2月1日公布、4月1日施行の人事院の公務における超過勤務の上限等に関する措置等については、超過勤務命令を行うことができる上限を原則月45時間以下、年360時間以下と決めました。働き方改革関連法の中の時間外労働上限規則に基づき、労働基準法が改正されまして、法で決められた上限を超える時間外労働をさせた場合は使用主に罰則が科せられます。長時間労働は、日本社会が抱える重大な問題だと思うのです。これを機会に長時間労働が是正されて、日本のどの職場も働きやすい環境へ転換されることを願って、質問をいたします。

まず、当組合の現状はどうなっているのか伺いたいと思います。1点目ですけれども、当組合の時間外勤務の状況はどうなっているのか。ここ数年間についてはどうかお示してください。

2点目ですけれども、また一般社会にあるようなサービス残業ですとか不払い残業はないのか、それもお示してください。

次に、人事院が定めている規則について伺います。人事院規則では、他律的な業務の比重の高い部署については月100時間未満、年720時間以下とあります。この他律的なという言葉なのですが、非常に使い慣れない言葉でありまして、他律というのは自律に比べますと、他律ですから外的要素と、いいですか、そういうことだと思うのですけれども、どのような業務なのか。他律的な業務というのはどんな業務なのか、お示しいただきたいと思います。

2点目ですけれども、当組合で該当する業務は、この他律的な業務はあるのか。あるとすれば、どのようなものかお答えください。

3点目、この月100時間未満というのは、いわゆる過労死ラインというのは80時間なのです。この80時間を超えるものでありまして、問題ではないのか。人事院は、超過勤務命令の上限を定めるとともに、上限時間の特例として大規模災害での対処等も示しています。こういうふうに示しているのです。特

に緊急に処理することを要する業務に従事する職員、または従事していた職員に対しては、上限時間を超えて超過勤務を命じることができる。このようにあるのですけれども、これでは災害時は働かせ放題になるのではないかと。過去の事例ではどうだったのか。

1点目、3.11東日本大震災への対応時はどうであったか。

2点目、2019年の台風時はどうであったか。

3点目、他の事例はあるのか。

以上、1問お願いします。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 日下議員のご質問にお答えいたします。

ご質問、大きく3点ございました。最初に、当組合の時間外勤務の状況についてでございますが、過去3年間における職員1人当たりの年間平均時間数で申し上げますと、平成30年度は140.8時間、令和元年度は193.6時間、令和2年度は166.6時間となっております。なお、これまでもサービス残業や不払い残業はございませんでした。

次に、他律的業務に係るご質問にお答えいたします。他律的な業務とは、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に規定する時間を超えて、時間外勤務を命ずる必要がある場合に行う業務となります。総務省では、地方公共団体においては、例えば地域住民との折衝等に従事するなど、業務の量や時間が任命権者の枠を超えて他律的に決まる比重が高いものとして、具体的には、法令の制定や改正、議会、会計検査、予算・決算、大規模な行事準備、防災・危機管理や重要な施策に係る企画・立案等の業務を想定しております。

当組合では、この他律的な業務といたしましては、地域住民との折衝等や議会、会計検査、予算・決算等を想定しております。

時間外勤務の上限時間等につきましては、規則で定めることとなりますが、規則の具体的な内容につきましては、組合構成団体の事例や他の市町村の事例を踏まえ、人事院規則と同様の内容としようとするものでございます。

この人事院規則にございます100時間は、過労死ラインの80時間を超えるが問題はないのかということでございますが、組合では過去においても80時間を超える時間外勤務をした実績はなく、今後につきましても長時間労働の是正を図るという趣旨を踏まえ、業務の効率化、適正な人員配置を心がけ、長時間労働とならないよう努めてまいろうと考えているところでございます。

最後に、大規模災害に伴う対応についてでございますが、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災の場合では災害廃棄物への対応などの業務がございましたが、一人の職員に業務が集中することのないよう配慮いたしましたことから、平成23年3月からの1年間では職員1人当たりの月平均時間外勤務数の最大値が13.2時間で、大幅増となっておらず、影響は少なかったものと考えており

ます。

また、2019年に発生いたしました台風時には、組合施設周辺で発生した倒木への対応や復旧作業などの対応がございましたが、全職員の時間外勤務の合計は35時間で、職員1人あたりに換算いたしますと2.1時間となっております。

他の大規模災害の事例といたしましては、新型コロナウイルス関連の対応がございますが、令和2年度における時間外勤務の実績では、全職員の合計時間数は11時間程度で、職員1人あたりに換算いたしますと0.6時間となっております。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 1点目ですけれども、条例案には必要な事項は規則で定めるとあります。どのような文言で規則に規定されるのか、具体的に示してください。

2点目ですけれども、他律的な業務について、総務省の想定は非常に極めて広くて、曖昧に思えるのです。当組合で該当する業務に示された議会、会計検査、予算・決算等については、いわばもともと想定される業務の範囲なのではないかと思うのです。これが他律的な業務と言えるのか、お答えいただきたいと思います。

3点目ですけれども、当組合で想定されるものとして、施設内外の事故、故障などが業務の特殊性からあると思うのですけれども、そういう場合労務の増大はどのような扱いになるのか。

以上お答えください。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 日下議員の再質問についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。1点目の法律が定める具体的な内容につきましては、人事院規則では時間外勤務の上限を原則月45時間で、年間360時間以内とし、臨時的に時間外勤務を命ずる必要がある場合は月100時間未満で、年間720時間以内、かつ2か月から6か月の平均が80時間以内で、月45時間を超えることができるのは年間6か月までと定められており、当組合も同様の内容で定める予定でございます。

また、大規模災害への対処などの重要な業務であって、特に緊急に処理することを要するような業務や重要な法令の立案など、公務の運営上真にやむを得ないと認めるものは、人事院規則と同様にこの上限を超えることができるよう、併せて規則で定める予定でございます。

2点目の議会、会計検査、予算・決算等については、想定される業務と言えるのではないかとのお尋ねでございますが、他律的な業務については国や組合構成団体等の事例を踏まえて、当組合も同様の内容として想定しているものです。具体的に想定される内容といたしましては、現在クリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業や都市公園整備事業を実施しており、国から補助金及び交付金

の交付を受けておりますので、会計検査が挙げられますが、実施時期や検査内容を当組合自ら決定することができませんので、他律的な業務として想定しております。

3点目の当組合で想定されるものとして、施設内外の事故、故障などによる業務の増大はどのような扱いになるかというお尋ねでございますが、時間外勤務の上限については3つの点が想定されております。1点目として、原則月45時間で年間360時間以内、2点目として臨時的に時間外勤務を命ずる必要がある場合は、月100時間未満で年間720時間以内、かつ2か月から6か月の平均が80時間以内で、月45時間を超えることができるのは年間6か月まで、3点目として大規模災害への対処など重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務などは1点目と2点目の上限を超えることができるようにするもので、それぞれの内容を規則で定める予定でございます。

当組合施設等で事故、故障などが発生した場合の対応については、3点目の大規模災害への対処など重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務として対応することを想定しております。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について、討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 人事院の超過勤務の上限時間の設定及び労働基準法の時間外労働上限規則には、上限規則が過労死認定ラインを超えた水準だという、そういう問題がありますし、災害等などの業務についても不明確な部分も多々あるのですけれども、確かに働き方改革ということで、上限時間が法に明示されて、罰則が科せられるようになったということは、非常に日本の労働史上大きな転換点だと思いますので、基本的に私は賛成です。これをきっかけにして、長時間労働が蔓延する日本社会が働き方の見直しをしていく機会に、チャンスにして取り組んでいくべきではないかなと考えます。

今回は、人事院規則で大きな問題になったのが、質問にも出しましたが、他律的な業務と特例業務の指定範囲の問題なのです。答弁にもありましたけれども、総務省の示した内容のものがただいまの答弁の全体像だと思いますけれども、これも極めて非常に曖昧で抽象的なもので、自治体職場にこの間混乱を招いたとの情報もあるのです。現場からは、総務省はもっと一定のものをきちんと示してほしい、こういう要請が上がったとのことでした。

条例、規則については、既に改正された自治体があるわけですが、柏なんかも去年に規則が改正されました。柏の場合には条例がそもそもありまして、規則の改正でしたので、議会には諮らなかつたのですけれども、こういう自治体もありまして、今日の答弁にもありましたけれども、人事院の踏襲が多く自治体なのです。柏市もそういう人事院規則の水準とのことでした。全国的には労使

交渉によって、他律的業務の職場であっても、月上限を100時間でなく80時間以内に収めさせたという、そういう事例もあるのです。ですから、当組合でもこのような先進的な職場を参考にしてほしいというふうに思います。

今回は労基法の改正によって、総務省はその対応に三六協定を締結するよう通知を出しています。労働基準法は、地方公務員にも原則として適用されます。したがって、使用者が時間外労働を命ずる場合、あらかじめ労基法の36条、いわゆる労使協定、三六協定締結が必要になります。三六協定は、組合のある職場や、組合のない職場でも一定の条件で結ぶ必要があります。この三六協定締結というのは、そもそも使用者が労働者に時間外労働をさせても、締結を根拠に罰則を逃れる仕組みなのです。労基法が今回改正されました、今では協定を結ぶ条件として、時間外労働を最小限にするための取組を協定に盛り込んで、よりよい労働環境へ前進させることができるわけです。全国的にもそういう例もありますので、100時間というのを80時間交渉で締結しているところもあるのです。当組合が三六協定締結の対象になる事務所になるのかどうなのか、そこも検証してほしいのですけれども、また対象であれば、よりよい労働環境が結ばれる協定であってほしいというふうに思います。

ちなみに、柏市の三六協定は一般行政職以外の現業、保育、用務員等で、内容は人事院規則の水準とのことなのですけれども、私はよりもっと積極的な労働短縮の協定が結ばれるといいのではないかなというふうに思います。

日本社会は、長く長時間労働が当たり前のようになってしまっていて、世界で過労死という言葉が共通語になったような非常に恥ずかしい国というふうに私思うのですけれども、これを機に民間で働く労働者も、それから公務で働く労働者も8時間労働が当たり前という、こういう社会になって、これをチャンスに職場環境をよりよいものにしていきたいことを望んで討論を終わります。

以上です。

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植村 博議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時31分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（植村 博議員） それでは、再開いたします。

ただいま管理者から同意案第1号が提出されました。

お諮りいたします。同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎同意案第1号

○議長（植村 博議員） 日程第5、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、土屋裕彦議員の退席を求めます。

〔10番 土屋裕彦議員退席〕

○議長（植村 博議員） 提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

同意案第1号を御覧ください。本案は、組合議員のうちから選任する監査委員が、鎌ヶ谷市議会選出議員の辞職により欠員となったことから、鎌ヶ谷市選出の土屋裕彦議員を監査委員として選任したため、同意を求めるものでございます。

なお、土屋裕彦議員の経歴につきましては、資料のとおりでございます。

また、監査委員の任期につきましては、組合規約第12条の規定により、組合議員の任期となります。

以上で同意案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意案第1号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。よって同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

土屋裕彦議員の除斥を解きます。

〔10番 土屋裕彦議員着席〕

○議長（植村 博議員） ここで監査委員に選任されました土屋裕彦議員より自席にてご挨拶をお願いいたします。

○10番（土屋裕彦議員） 皆さん、ご同意を賜りまして誠にありがとうございます。全力で職責を果たしてまいりたいと考えています。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（植村 博議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植村 博議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後 3時38分 閉 会